

からだ 身体を動かそうプロジェクト実施要領

1 趣旨

身体活動量の不足は、糖尿病をはじめ、がん、心臓病等の生活習慣病の発症のリスクを高めることから、多様な主体による運動の機会の提供や運動習慣の確立に向けた取組を通じて、県民の身体活動量の増加を図り、生活習慣病の発症予防及び重症化予防を目指す。

2 名称

本取組の名称を「からだ
身体を動かそうプロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）とする。

3 プロジェクト参加者

プロジェクト参加者（以下「参加者」という。）は、プロジェクトの趣旨に賛同する事業者、団体等とする。

4 参加申込み

プロジェクトに参加しようとする者は、健康長寿とちぎづくり推進県民会議会員登録要領（以下「県民会議会員登録要領」という。）第3条の規定による会員登録を行う。

5 参加者の取組

参加者は、自らの特長・特性を活かして、主体的に県民の身体活動量の増加に向けた取組を行う。

6 取組の報告

参加者は、前年度に実施した取組の実績について、県民会議会員登録要領第5条の規定による実績報告を行う。

7 名称の使用

参加者は次に定める要件を満たす場合に、その取組または作成する啓発資料等に「健康長寿とちぎづくり推進県民会議重点プロジェクト」の名称、または「身体を動かそうプロジェクト」の名称、もしくはその両方を使用することができる。

- (1) 参加者が企画・運営を行う主体的な取組であること
- (2) 費用の徴収を他者に求めないこと
- (3) 特定の商品及びサービス等の宣伝を目的としたものでないこと

8 県の役割

- (1) テレビ・ラジオ・新聞・広報・リーフレット等を活用し全県域に啓発活動を行う。
- (2) 市町や団体・企業等に呼びかけ参加者の拡大に努める。
- (3) 参加者との連絡・調整を行い、必要に応じて会議や研修などを企画開催する。
- (4) 参加者への健康づくりに関する情報提供、啓発用資材の提供を行う。
- (5) 参加者の啓発に対する計画や実績を集約し公表する。

9 その他

この要領に定めのないものについては、健康長寿とちぎづくり推進県民会議規約及び県民会議会員登録要領に定めるところによるほか、健康長寿とちぎづくり推進県民会議会長が定めることとする。

附 則

この要領は平成 26(2014)年 9 月 3 日から適用する。

附 則

この要領は平成 28(2016)年 6 月 7 日から適用する。

附 則

この要領は平成 30(2018)年 6 月 28 日から適用する。